

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	社会福祉法人の新設合併の認可	
根拠法令・条項	社会福祉法第32条及び第54条の6第2項	
所 管 課	生活福祉部 健康福祉総務課	
審 査 基 準	<p>「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）のうち別紙1第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号）のうち別紙第1から第3までによる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	<p>事案の内容、程度等が案件ごとに異なるため、標準処理期間を設定することが困難である。</p>